

香川県ものづくり企業と医療機器メーカーとの展示・商談会 in 本郷 出展規程

公益財団法人かがわ産業支援財団及び香川県（以下「財団等」という。）が商工組合日本医療機器協会と開催する香川県ものづくり企業と医療機器メーカーとの展示・商談会 in 本郷（以下「展示会」という。）の出展については、この規程の定めるところによるものとします。

1 総則

出展者は、この出展規程を遵守するものとし、財団等は出展者がこれに違反したと判断した場合、出展者に対してその時期を問わず出展の申込の拒否、出展の取り消し、展示物の撤去・変更等を命じることができます。

この場合、その際の判断根拠などは公表しないことができるものとし、これによって生じた出展者及び関係者の損害について、財団等は一切の責任を負いません。

2 出展資格等

- (1) 出展者は、医療機器産業への参入を希望し、医療機器メーカーにアピールできる優れた技術、ノウハウ等を持つ香川県内のものづくり企業などとし、財団等が適当と認めた者としてします。
- (2) 財団等は、別に定める参加申込書を提出した企業等について出展の審査を行い、出展者を決定します。

3 出展申込

参加申込書を財団が受領した時点を正式な申込とします。申込書及び添付書類等は返却しませんので、提出書類はコピーを取り、お手元に保存してください。なお、出展申込書に記載の個人情報、展示会出展の運営及び各種案内に利用させていただきます。

4 出展辞退・取り消し

- (1) 原則として出展決定後の出展辞退は認めません。
- (2) 出展決定した後でも、財団等は出展者が本出展規程等に違反したと判断した場合、この出展を取り消すことができます。これによって生じた損害について財団等は、一切の責任を負いません。

5 展示スペース

- (1) 展示スペースは、財団等が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、財団等にて決定します。出展者はその結果に従うものとしてします。
- (2) 出展者は、いかなる理由があっても出展者の展示スペースの全部又は一部を、他者に転貸することはできません。
- (3) 展示の作業は、財団等の定めるスケジュール等に従ってください。

6 書類等の提出

出展者は、財団等から提出を求められた全ての書類等を指定期日までに提出しなければなりません。

7 展示装飾

財団等は、展示会場内の統一、調和等を図るため、展示方法等について指示することがあります。この場合、出展者はその指示に従うものとします。

8 留意事項

(1) 出展者は、出展等に関して次の事項を遵守してください。

- ① 展示物の説明、商談などに対応するため、出展者の展示スペースに最低1名待機してください。
- ② 展示物の設置及び撤去については、財団等の指示に従い適正に行ってください。
- ③ 派遣する者の氏名を所定の期日までにお知らせください。
- ④ 参加申込書に記載した展示内容に変更がある場合は、速やかに財団等に連絡してください。
- ⑤ 展示物及び貴重品の管理は、展示会中はもとより、搬入・搬出時においても、出展者の責任で行ってください。
- ⑥ 展示等にあって、他の展示の迷惑、妨げとなるような一切の行為を禁止します

(2) 出展料は不要ですが、次の費用は出展者が負担してください。

- ① 展示物(パネル、パンフレット等含む)の作成費
- ② 展示会場までの交通費(宿泊費)、運搬費
- ③ 交流会の参加負担金
- ④ その他出展者が個別に必要とするもの

(3) 会場の使用については、展示会会場を管理する商工組合日本医療機器協会の指示、指導並びに会場に適用される全ての防火及び安全法規・行政指導を遵守してください。

9 損害責任

(1) 財団等は、いかなる理由においても、出展者及びその従業員・関係者等がこの出展によって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展者及びその従業員・関係者等の不注意などによって会場内で生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

(2) 出展者は、その従業員・関係者等の不注意などによって生じた会場内及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとします。

(3) 財団等は、天災、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止もしくは自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。

(4) 展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して財団等はその一切の責任を負いません。

10 規格外の事項

(1) この規程に定めのない事項が発生した場合、財団等はその対策を決定し、出展者に通知しますので、出展者はこの対策に従ってください。

(2) 上記により発生した出展者及び関係者の損害について、財団等はその一切の責任を負いません。